

災害等による臨時休館対応について

箕面市の公共施設休館基準に基づき、以下の基準で臨時休館対応をする場合があります。

- ◆ 台風等の暴風、大雨、地震があった場合は、市民の安全を確保するため、箕面市立多文化交流センターを臨時休館します。台風などでは、事前に休館を決定する場合があります。
- ◆ 休館中は、施設のご利用や窓口での手続き等はできません。

次の警報や特別警報等が発令された場合は、基準に従って休館する場合があります。

災 害		基準及び対応	開館	休館
風水害・土砂災害	警報	1 大雨・洪水・大雪	○	
		2 暴風・暴風雪	○	
	特別警報	3 暴風・大雨・大雪・暴風雪		○
地震		4 震度 4・震度 5 弱以下	△	
		5 震度5強以上		○
感染症		6 国・府の緊急事態宣言		○
その他	7 その他	災害時特別宣言条例が発令された場合		○
		箕面市からの指示(事件等)		

- ◆ 臨時休館
館内及びホームページで休館を掲示します。
- ◆ 休館からの再開(開館)
状況が安定し、特別警報等が解除され、施設の安全が確認できた段階で開館します。
(ホームページで掲示します。公共施設ごとに再開の時期は異なります。)